



(2) 輸送の安全及び旅客の利便確保のための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

① 疾病、疲労等のおそれのある乗務

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

② 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

③ 初任運転者に対する特別な指導義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：大崎、泉、小松

TEL：022-791-7532